

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

文教厚生委員会委員長 小西さんから令和元年9月18日付をもって議案1件が、議会運営委員会委員長 岡本さんから令和元年9月25日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る9月12日の本会議において設置されました、平成30年度決算審査特別委員会委員長に4番 森下さん、副委員長に9番 南出さんがそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において9番 南出さん、15番 堀内さんの2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成30年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 平成30年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件

○議長（土井裕美子君）日程第2 認定第1号平成30年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第14 認定第13号 平成30

年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成30年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第15 議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について から、日程第20 令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について までの6件

○議長（土井裕美子君）日程第15 議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について から、日程第20 令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について までの6件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）おはようございます。委員長報告を読み上げます。

去る6月20日及び9月12日の本会議において、本委員会に付託された議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例に

について、議案第17号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第23号 市道路線の廃止について、議案第24号 市道路線の変更について、議案第25号 市道路線の認定について、令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について を審査するため、6月24日、8月22日、9月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第16号、第17号、第23号、第24号及び第25号は全会一致で原案可決、令和元年6月定例会議案第14号は、委員から原案に対して修正案が提出され、賛成多数で可決となり、修正部分を除くその他の部分については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第16号と議案第17号は、水道法の改正により、給水装置に係る工事を施工する指定業者に対し、5年ごとの更新制が導入されることに伴い、更新手数料の新設及び新規登録手数料を改正するもの、並びに水道法施行令に改正による条ずれが生じたことに伴い、当該施行令を引用する箇所をこれに合わせるものである。

委員から、更新手数料と新規登録手数料の料金設定について ただしがあり、下水道事業において、排水設備工事を行う下水道排水設備指定工事店に対する更新手数料及び新規登録手数料と同額の料金設定をそれぞれ行った との答弁がありました。

更新手数料の用途について ただしがあり、更新手続きに要する事務、並びに指定業者の廃止、休止などを含め、その実態を把握し、その資質保持を図るために要する費用に充てる との答弁がありました。

飲料水供給施設事業者について ただしがあり、水道事業給水条例に規定する指定給水装置工事事業者と同一であり、現在登録され

ている業者数は171件である との答弁がありました。

議案第23号、議案第24号及び議案第25号は、いずれも橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施工に伴うもので、当該事業の区域内における市道路線の8路線を全部廃止、4路線を一部廃止、1路線を変更し、かわって15路線を新たに認定するものであり、委員会は先に現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

令和元年6月定例会議案第14号は、老朽化が一層進む水道施設の更新費用等の増加が見込まれる中、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくため、水道料金等の改定を行うものである。

委員から、今後20年間における水道施設の更新費用の内訳について ただしがあり、総額195億円のうち、浄水場が約80億円、ポンプ場が約10億円、配水池が約15億円で、残りは管路である との答弁がありました。

20年間のうちの最初の5年間における浄水場の更新箇所について ただしがあり、真土浄水場内にある二つの浄水施設のうち、老朽化が著しい一方の機械設備や取水設備の更新を予定している との答弁がありました。

水道施設更新のために減価償却費相当額を貯蓄することが健全な経営と考えるがどうかとのただしがあり、通常は減価償却費相当額を貯蓄することで、次回の更新費用として充てることができるが、水道事業を経営していく中での拡張事業実施に伴う工事費用、また資本的収支の赤字のため、人件費や修繕費などに貯蓄の一部を充てたという実情もあり、現在の現金預金は約27億円しか残っていない との答弁がありました。

合併前の旧橋本市は赤字で、旧高野口町が黒字であった中で、合併直後に黒字となった

理由について ただしがあり、合併したことに伴い、職員数減による人件費の削減、また水道施設の維持管理業務が一元化されたことによるコスト削減の結果であると考え との答弁がありました。

平成26年の消費増税時に水道料金を据え置き実質値下げしたことで、今回の値上げ幅が大きくなったのではないかと のただしがあり、当時は第5次拡張事業の期間であり、また27年から3年かけてアセットマネジメント計画や今後の更新費用を試算する中、長期的な視点からできるだけ早急な対応が必要であると判断し今回の改定内容の提案となったとの答弁がありました。

収益確保の方法の一つとして、水道施設用地の空き地を活用した太陽光発電設置などの計画を検討したことはなかったかと のただしがあり、検討したことはあったが、採算ベースに乗らないとの試算結果であった。また、現在空き地となっているところでも、今後施設更新工事を進める上で必要となる との答弁がありました。

施設等のダウンサイジングの効果について ただしがあり、現在の水道施設を全て更新すると約1,057億円かかるころ、ダウンサイジングによって約931億円に抑えることができ、126億円の削減効果がある との答弁がありました。

浄水場における浄水処理方式は、本市の人口規模等から見ても最適な方法であるかと のただしがあり、本市の浄水処理施設では急速ろ過方式により浄水処理を行っており、費用も最低限に抑えることができ、最適なる過方式であると考え との答弁がありました。

今回の値上げによる料金収入の見込み額について ただしがあり、年間1億円程度の増収である との答弁がありました。

使用水量別の利用者割合について ただし

があり、29年度実績で0 m³から5 m³までが全体件数の約17%、6 m³から10 m³までが14%、11 m³以上が69%となっている との答弁がありました。

水道料金の徴収業務を民間委託しているが、委託先への指導方法と委託による効果は とのただしがあり、滞納整理の進捗状況については、毎月モニタリングを実施し成果報告を受けた上で、徴収率向上に向けた取り組みを促す指導を行っており、徴収率は微増している。委託による人員削減により年間約200万円の削減となっている との答弁がありました。

市直営による修繕業務を行うのではなく、費用抑制のため修繕業務の一部を管工事協同組合に委託、移管する方法は検討したかと のただしがあり、現在は緊急的な修繕に対応してもらっているが、今後、多様な方式について費用対効果を十分考慮した上で検討をしていく との答弁がありました。

5年後にはさらに値上げの必要性が生じるとのことであるが、今後、技術革新やほかの要因により更新費用が変動した場合は、値上げの必要性についても再度検討するのか とのただしがあり、引き続き更新費用及び水道料金の検証は続ける との答弁がありました。

収益確保のために工業用水として活用するなど、水を販売する方法は検討したかと のただしがあり、浄水場の施設規模としても水の供給能力に余裕があると認識しており、今後関係部署と連携しながら企業誘致の際に工業用水として水を安価に提供する方法など前向きに検討する との答弁がありました。

ダム事業費に対する本市の負担割合を減らす努力が必要と考えるがいかにか とのただしがあり、これまでも紀の川の水を使用している和歌山市とともに国に対し要望活動を行っているが、引き続き粘り強く要望活動を行い、何とか負担金を削減したいと考えている

との答弁がありました。

水道事業の広域化に係る本市の取り組みについて ただしがあり、水道法改正により、都道府県においては広域化に取り組むことが責務となった。県においても水道事業懇談会を結成し、県内を五つの圏域に分けて広域化に取り組む中で、本市も広域化について前向きに検討し、県に対し広域化推進に関する要望を行ったところである との答弁がありました。

当初予定していなかった市民向けの説明会を開催することとなった経緯について ただしがあり、市広報やチラシによる周知、また議会に対し報告しさまざまな意見をいただく中で、上下水道事業の現状に関する理解を市民に深めてもらう必要があると判断し、市内9箇所において説明会を開催するという決断に至った との答弁がありました。

説明会での市民からの意見やアンケート結果を今後どのように生かしていくか とのただしがあり、さまざまな意見をいただいていた中で、できる限り市民の負担を抑えるということを念頭に、施設更新計画の見直しや料金改定を検討する上での参考にした との答弁がありました。

浄水場の更新計画作成の方針について ただしがあり、更新費用をできるだけ抑えるため、ダウンサイジングを行うとともに、故障、破損により直ちに断水につながらないところについては必要に応じて対応するとして、今回の計画からは外している。また人口減少に伴う水需要の変化により更新の必要性がないと判断した設備等の更新についても見送ることとした との答弁がありました。

合併前の旧高野口町において、水源確保のため地下水の利用だけでなく、大滝ダムの水源を確保しようと計画されていたことがあったとのことだが、そのときの水道料金プラン

は とのただしがあり、和歌山県知事と旧高野口町との間で大滝ダムの水源確保に係る覚書を締結しており、計画では、10㎡当たりの基本料が21年度で1,600円、26年度で1,900円としていく内容であった。しかしながら、18年の市町合併により、旧高野口町の計画自体がなくなったということである との答弁がありました。

浄水場が故障すれば断水のおそれもあり、耐震化は重要であるという説明があったが、今回の更新により耐震化における効果はどの程度あるか とのただしがあり、二つある浄水施設のうち一つを、今回の耐震化を含め更新するので、耐震化率としては50%である との答弁がありました。

現行の水道料金が比較的高いにもかかわらず、さらに値上げすることについて ただしがあり、大滝ダムを水源とする紀の川の表流水を使用している自治体の水道料金と比べても差はあまりない。今回の改定は全体計画初めの5年間に行う施設更新に要する費用のためのものであり、5年後以降については料金負担の上昇を抑えられるよう努める との答弁がありました。

人口減少の中、市外への人口流出を防ぎ、若い人に来てもらうためにも、公共料金は重要であると考えてどうか とのただしがあり、生活する上で重要であると認識しているが、住むまちを選ぶことにおいては、公共料金だけではなく行政サービスや就労環境などさまざまな要因を総合的に判断した上で決定されると考えている との答弁がありました。

水道事業という企業体として収益を上げるため努力すべきことがあるのでは とのただしがあり、住民に負担を求める前に窓口対応の改善や滞納整理など課題がある中で、人員の見直しや定数も含め課題解消に向け取り組んでいく との答弁がありました。

現在の旧高野口町域における地下水の水質について ただしがあり、平成31年実施の鉛及びその化合物に関する水質検査結果では、鉛が検出されているものの、水質基準値を上回る井戸はなかった。農薬については、毎年厚生労働省より検査項目の通達があり、該当する検査項目について外部機関に調査を委託しているが、農薬が検出されたことはない。

また、昭和58年実施の環境調査結果では、発がん性物質であるテトラクロロエチレンが検出されたため、曝気処理により除去している との答弁がありました。

地下水について現状は問題ないと認識してよいか とのただしがあり、渇水期において水量が減ることにより水質検査項目の鉛及びその化合物が濃縮されることも考えられるため、注意深く監視し適切に対応する との答弁がありました。

民間委託している徴収業務において、徴収率向上に向けた市の考えについて ただしがあり、委託業者は市の指導内容も含め業務を実施しているが、現状のコストと従業員の人数においての課題もある。今後、徴収業務を委託することによる費用対効果を考慮した上で徴収率向上に努める との答弁がありました。

今回の料金改定に伴う料金システム改修費用について ただしがあり、料金表示を外税から内税に変更することによる改修費用は発生しないが、消費税率改正に伴う改修費用は20万円程度必要である との答弁がありました。

災害時のリスクと水源を一本化することについての市の考え方について ただしがあり、水源が複数あることにより災害時にはリスクが分散できる反面、それを維持するためのコストがかかる。市では一つの水源を地震発生時にも稼働可能な耐震性の高いものとして保

持していく考えである との答弁がありました。

災害による停電時、水をくみ上げるための電気は確保できるのか とのただしがあり、市内にポンプ施設は32施設あり、うち6施設には発電機を設置しており、紀の川右岸送水管が接続されることで全体の8割強の給水量を確保できる。残り26施設については、3台の可搬式自家発電装置を必要施設に運搬し対応する。また、浄水場内にある高区浄水池から右岸送水管を整備し、高野口町配水系統と統合することで、自然流下方式による送水が可能となり停電対策を強化できる との答弁がありました。

今後も井戸水を飲み続けたいという声についてはどのように考えるか とのただしがあり、井戸水ならではのよさは認識しているが、やはり安全安心な水を安定的に供給することが重要であり、市の使命であると考えている との答弁がありました。

低所得者に配慮した料金体系の対策は考えているか とのただしがあり、低所得者向けの優遇措置はとっていないが、今回の改定内容に少量使用者向けの料金体系を新たに設定している との答弁がありました。

令和元年6月定例会議案第14号に対して委員から提出された修正案は、原案の施行日では市民への周知期間がわずかであるため、十分な説明及び周知に要する相当期間を考慮し、附則第1項の規定中、「令和元年10月1日」を「令和2年4月1日」に改めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

討論に入り、原案、修正案の両方に反対の立場から、20年間において水道施設の更新費用が195億円必要であるという計画のもとで値上げを提案されているが、更新計画が精査された上で作成されたかという点においては

疑問が残り、更新計画自体をもう一度精査し、市民への負担を軽減できるような計画に見直すべきであり、また料金の改定内容に低所得者向けの優遇措置もないため、原案、修正案の両方に反対するとの討論がありました。

修正案に賛成の立場から、各地区公民館等において水道事業の現状と課題について説明会を開催し、市民への周知を行った市の姿勢は評価でき、また値上げを先延ばしすることは将来に負担を強いることになることから、修正案に賛成するとの討論がありました。

原案、修正案の両方に反対の立場から、値上げの必要性は認識しているが、収益向上のために、滞納整理に係る課題解決や人員配置の見直しなど、企業としての努力が見えない中、値上げにより市民に負担を強いるのは納得できないため、原案、修正案の両方に反対するとの討論がありました。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第16号と議案第17号を2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について と、議案第17号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、議案第16号と議案第17号の2件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号から議案第25号までの3件を一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 市道路線の廃止について から、議案第25号 市道路線の認定について までの3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、議案第23号から議案第25号までの3件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和元年6月定例会議案第14号の討論に入ります。

本案についての委員長報告は修正可決であります。討論は、原案及び修正案合わせて行います。

それでは、まず、原案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

次に、原案及び修正案に反対の立場で討論する方はありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例の修正案に反対、原案に反対の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は今でも高く、これ以上

高くなったら生活が苦しくなるというのが市民の声です。平成27年の水道統計より、和歌山県と大阪府の68自治体の中で、橋本市は基本料金プラスメーター使用料では3番目に高いです。旧橋本市は昭和59年から、旧高野口町民は合併3年後の平成21年から高い水道料金を払い続け、水道会計を支えてきたのです。

橋本市の水道料金が高いのは節水のせいではありません。人口予測を誤り、大滝ダムの取水権を毎秒1 m³とったことによります。建設費の2.9%負担しただけではなく、維持管理費を払い続けなければなりません。さらに、ダムの更新費用やダムに堆積した土砂をとるための費用も必要になってきます。今、取水権を見直さなければ、さらに水道会計を圧迫することになります。

今回の値上げは、今ある施設を全て新しくするのにどれだけかかるのかを出し、計画的に更新していくためだという説明です。しかし、審議の中で数字はどんどん変わってきました。今後20年で約110億円、その後の30年で約375億円としていたのが、今後20年で140億円、その後30年で414億円と変わりましたが、前倒し、平準化で20年間で195億円は変わりません。料金改定の時期が令和元年だと20%、令和2年だと22%、令和5年だと30%と言いながら、提案は11%で令和5年に見直すというものです。

とにかく、浄水場の更新に30億円要るから値上げが必要という説明です。値上げによる増収は1億円弱だということなので、5年間に5億円足らずということです。平成30年度決算では、約29億円の現金預金がありますし、市民病院に5億円貸し付けています。これを使えば値上げの必要はありません。

また、審議の中で、5年後の見直しではできるだけ値上げを抑えるようにしたいと答弁

がありました。再構築計画を見直すと言っています。一旦、値上げは白紙に戻し、きちんと全ての情報を公開し、本当に必要な更新計画なのか十分に検証してからでも遅くないと思います。

以上をもって反対討論とします。

○議長（土井裕美子君）次に、修正案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

1番 岡本さん。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）おはようございます。

議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について 賛成の立場から討論いたします。

本案は6月議会経済建設委員会において継続審査となりましたが、その後、市民に理解を得るため、市内9箇所で市民説明会を行うなど一定の努力が認められます。水道は市民生活を支える大きな柱の一つであります。この事業は、安心安全な水を供給するためにも今後も継続していく必要があり、今料金改定を先送りにすると、近い将来、さらに大幅な値上げをしなければならなくなります。私たちは未来の橋本市のために、この問題を先送りせず、正面から向き合うべきだと考えております。

今回の料金改定案は、水道事業審議会の答申よりも料金改定の幅を抑えたものであり、また、基本水量を2段階にして、5 m³以下については消費税抜きの料金を据え置くことで少量使用者への配慮がなされていると考えています。これは独居高齢者等への配慮にもつながるものであるというふうにも考えます。なお、本件は5年間の収支計画から算定されたものであり、5年後には再度料金改定が必要との説明もありましたが、水道需要者においては、できるだけ改定幅を抑えるよう、この5年間で方針計画の再検証をしっかりと行

っていただきたいと考えます。さらに、一層の経費削減や収入を増やすための方策についての成果を、議会に報告することを求めます。

以上、現在の水道事業の状況を理解し、今後の対応への申し入れを行った上で、本案について賛成といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）私は、原案、修正案とも反対の立場で討論いたします。

先ほど賛成討論でありましたとおり、今水道料金を上げなければ将来の負担、これほとんどもないものになっていく。それは重々承知しております。ですから、ここで反対の討論をするのは苦渋であります。しかしながら、委員長報告にもありましたとおり、これからこういうことをやっていこう、例えば、工業用水一つとっても、過去にも前向きに検討しよう、前向きに検討しようという話がありました。でも、実際、過去何年間でやってきた検討回数は5回にも満たないものだと聞いております。

また、滞納整理についてもそうです。以前より滞納整理をきっちりして、ここまでやったからこそ、ここから先、市民の皆さん、負担手伝ってください、ならわかります。しかし、ほとんどやってきていない。ただ、不納欠損で落としてきた。これで本当にいいのか。

また、人員整理一つとってもそうです。去年、経済建設では水道の民間委託のところも視察にも行っております。そのときも、当時の部長も来られておりました。その人員整理についても、これから考えていきます。これから、これから、ここから先期待できるところはあるかもしれません。しかし、今回の水道料金を上げるについて、1円を削る努力が

どこまでされてきたのか。将来への期待はあるにせよ、ここまでやってきた中にどうしても納得できない、理解できない部分がある。

過去のこと、例えば、昭和47年、48年ぐらいに大滝ダムのことも反対討論でありましたけれども、今はスタートラインは当時ではなくて、それも与えられた条件の中で考えていかなければならないと私は考えます。将来、確かにどんどん負担が大きくなる。でも、汗をかいた部分がどうしても少ないのではないかと。今ここで、市民の皆さんに納得していただけないのではないかと。そのような思いで反対討論といたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）私はどちらも反対の立場で討論させていただきます。

反対の理由はちょっと後程申し上げますけれども、自分の立場はちょっと微妙なもので、反対と言いながら、値上げの方向は自分の中ではやるべきだと思っています。市長が一般質問のときに思いを述べていましたけれども、我々も議会として水を守っていく、安心安全な水を守っていくためにどうしていくか、それを本当に考えなければいけない時期に来ていると思います。だから、施設更新とか、そういったその他の費用が幾らかかるのか、そういったものを今後考えていくためにも、やはり値上げの方向性というものは、私自身はしていかなければいけないと考えております。

ただ、先ほども反対討論でありましたように、その値上げの内容について、もう一度考えていったほうがいいところがあるんじゃないかと、ただ、その一点だけです。値上げの方向については、私自身は賛成の方向で進めていったらいいと思います。

それと、もう一つ、自分が疑問に思っているのは、先ほどから関係ないかもしれませんが。議長、関係なかったらとめてください。将来の負担を先送りしてはいけないという討論、この中にもそういった文章がありましたけど、それは下水も一緒じゃないですか。僕はそう思いますよ。僕は下水の値上げも、自分は賛成させていただいた。なぜここで、水道は反対させてもうてるのは、水道は値上げすべきやけども、その内容がよくわからないから僕は反対したい。皆さんも考えてくださいよ。下水は将来の負担を先送りとか関係なく反対しといて、水道は将来の負担を先送りしたらいけないから賛成。これはダブルスタンダードですよ。もっと一環して、やるべきことはやる、市議会として何をしていくんか。それを考えていかなあかん時期違いますか。

もう一回立ち戻って、市議会として、どういう形で値上げの方向をしていくかというのを考えていく時期違いますか。僕は、これ、値上げに反対してるのと違いますよ。市長の思いがわかっているから言うんですよ。もっと市議会として責任を持って、どういう形で市民の一番負担にならない方法をとれるんかというのを考える時期に来ているんじゃないんですか。僕はそんなダブルスタンダードはおかしいと思う。やはり、下水も上水道も両方考えていかなければいけない。市長はその思いでこの市議会に議案を出しているんでしょう。もう一度、市議会として、やはり両方どういった形で進めていくかというのを考えていくために、僕はここで反対させていただきます。

値上げについて反対しているのではないですよ。ただ、もっともう一回、先ほど11番議員も、ちょっと僕とはニュアンス違いますけど、原点に立ち戻って、もう一回ちゃんと情報公開して、ちゃんとみんなで考えていこうよっ

て、僕はそこに立ち戻って考えるべきやと思うんで、この件については、議案について今回は反対させていただきます。ただ、僕の思いとしては、もっとみんな市議会で考えましょうよ。否決して終わり、そういうことを言っているんじゃないですよ。もっとみんなで前向きに考えてもらいたい。そういう意味で、私はここで反対の討論をさせていただきます。以上です。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

10番 高本さん。

[10番(高本勝次君)登壇]

○10番(高本勝次君)そしたら、議案第14号橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例に、修正案にも原案にも反対する立場で討論いたします。

私たち日本共産党の実施した市民へのアンケート調査で、橋本市の水道料金が高いという意見が多くありました。特に高齢者世帯では、基本水量も使っていないのに基本料金1,780円支払っている。少ない国民年金で暮らしていて、日々節約の生活です。中には、年金は下がるばかりなのに水道代の値上げは困る。県下で一番高い水道料金をまだ上げるのか。市民の暮らしを考えてほしい。そういった切実な声がたくさん寄せられています。

現在、基本水量すらも使用していない世帯が、件数が3割以上あるのに、今回の料金改定案では、現在の基本水量10m³の半分5m³以下でも、今の基本料金1,780円よりも高くなって1,813円となっています。これでは見直しの意味がなく、市民の理解は得られません。

水道事業の見直しを検討した審議会の答申が、水道料金の値上げ案を出した6月議会の半年も前に出ています。値上げ案が継続審議となった6月議会の終了後に、市民への説明会が9箇所で開催されました。しかし、この説明会には市長の出席はありませんでした。

説明会では、水道料金値上げ反対や疑問の意見がたくさん出されました。審議会の答申について、広く市民の意見を聞く説明会を実施しようと思えば、皆さん、半年も期間がありましたのに開催されませんでした。

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例が本年4月より施行されました。この条例は、行政と市民が協働してまちづくりを推進しようとするものであります。市民の意見を聞くことを後回しにしてまちづくりをするものではありません。市民病院への貸付金と積立金を含めると34億円あります。市民の意見を十分に聞き利用者負担にならないように、水道事業の再構築計画を市民の暮らし最優先で見直ししなければなりません。

6月議会で継続審議になったのは、市民への説明不足だけの問題ではありません。6月議会で問題ありませんので、ところが、実際、県下9市の中で最も高い水道基本料金であり、年金が下がるばかりで国民年金の世帯や低所得世帯に与える影響がかなり大きいです。さらに、10月から消費税が10%で、たちまち暮らしが大変になってきます。今回の水道料金の値上げ以降、再度の値上げの懸念があります。再構築計画を市民に明らかにし、その理解と納得を得るために、市民参加で打開の道を切り開くことが必要と思います。

水道水は命の水です。命の水を預かる行政は、市民生活を守ることが仕事です。この議案の採決を多くの市民の皆さんが注目しています。再度、訴えます。水道料金の値上げ案を一旦白紙に戻して、利用者負担のない水道事業の再構築計画の見直しを求めて、反対討論といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

6番 辻本さん。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）同じように反対の立場から討論いたします。

修正案が出とるんですけども、今回の議会で可決されても10月からは難しいということなんで、4月に修正を出していると思うんです。そういうことは、小手先だけの修正やと私は感じておるんです。17番議員も言われたとおり、値上げについてはやむを得ないかなという判断は私もしています。

しかしながら、小手先だけで延ばすんじゃないし、もっとやっぱり議論をする。議会もそうですし、行政もそうです。もっといろいろ勉強する、議論する、その期間というのが必要じゃないのかなと。1年、2年早く値上げしなくても、十分議論を尽くして値上げしても大丈夫かなと私は考えています。そういうことで、今回については、共産党とはちょっと意見が違うんですけども、値上げについてはやむを得ないという判断は僕もしています。市民感情的には値上げはしてほしくないんですけども、水道料金については値上げはやっぱしやらなくてはならんのかなという思いであります。そのためにも十分、令和2年の4月1日から上げるんじゃないし、もっと議論を尽くした中で値上げはしてくべきではないかと思っておりますので、今回の議案については反対としたいと思っております。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）シンプルに話しさせていただきます。私は賛成の立場で討論させていただきます。修正案に賛成、議案に賛成の立場で討論させていただきます。

13番議員と17番議員のご意見、本当にごもつともでございます。私も同じ思いであります。

す。ただ、やっぱり自分の考え方、思想を持って考えますと、やはり同じ意見なんですけどもここで挙げとかなければならない。そして、先送りにしてはならない。当局の努力も認めます。じゃあ、逆に申し上げると、私が思うのは、確かに説明会において市長が行かなかったということは本気度が伺えない部分というのは確かにあります。それは本当に10番議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、市民に選ばれた市長、政治家が本気度を持って嫌われてもやんなあかんという未来に対しての先行投資である、そういうふうにする私の考えは、間違っているのか、合っているのか、それは市民が決めることであって、春の統一地方選挙のときに市民の皆さまから言われました。全員ではないですけども、水道料金どうなるのと。私は15%から20%上げていかないといけないと、そういうふうに対応して選挙で臨んでまいりました。したがって、私はこの議場におるということは、平木さんを支持するわけではないんですけど、平木市長のこの決意、覚悟に対して賛成をしてあげないと、未来に対しての私自身の責任がもたない。

そして、もともと下水道料金にも賛成です。苦渋の決断なんです。ここにおられる皆さん、それぞれが苦渋の決断でこの場におるんで、あしたからに対して、明日の未来を担う橋本市に対してどういうふうに判断すべきか、けんけんがくがくやっていかなあかんということもわかるんですけども、今この場でマル、ペケをきっちり問わなければ、答えなければならない時期に来ていると思いますので、私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

14番 小西さん。

〔14番（小西政宏君）登壇〕

○14番（小西政宏君）この議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

けんけんがくがくさまざまな議論がある中で、大きく二つだけお伝えしていきたいと思います。まずはやっぱり将来にツケは残していいとはいけないと、しっかりと値上げするタイミングでしていかなくてはいけないというのは常日頃思っています。ですので、17番議員の討論でもありましたけども、下水道においてでも、しっかりと賛成の立場で今まで議論してきたわけでありまして、しっかりとそこは議会としても役割は、責任は負っていかねあかんのかなというのが一点思っています。

それと、もう一点しっかりとお伝えしておきたいことは、今まで過去のいろいろなことか、今まで収入を得るために何をしてきたのかということについては、一定答弁でもあやふやなところもあるのかなと思う中で、しっかりとそこは苦言を呈しておきたいと思います。今回、僕、賛成します。この後採決でどうなるかはわかりませんが、仮に賛成して値上げをして、市民の皆さんに負担が少なからず多くなるわけですから、今までのことを言うつもりはないんですけども、これからしっかりとしていくのかということ、そこについて行政と我々議会と一緒に汗をかくということが、前向いてできる我々の議論ではないのかなと、我々の責任ではないのかなというふうに私は解釈をしておりますので、今回は賛成という立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これ

をもって討論を終結いたします。

令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長報告は修正可決であります。なお、このたびの修正内容は、一部修正であります。したがって、まず、委員会の修正案を採決いたしますが、修正案が可決された場合は、修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決された場合には、原案について採決を行います。

これより令和元年6月定例会議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について に対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井裕美子君)起立多数であります。

よって、令和元年6月定例会議案第14号の修正案は、可決されました。

修正案が可決されましたので、次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井裕美子君)起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(土井裕美子君)日程第21 議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の

一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 14番 小西君。

[14番(小西政宏君)登壇]

○14番(小西政宏君) 去る9月12日の本会議において本委員会に付託された、議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、9月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第22号は、令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴って所要の改正を行うものであり。

委員から、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い必要となる今年度の費用額についてただしがあり、一月当たり約2,200万円の費用が無償化の対象となるため、今年度は1億3,200万円の見込みとなる との答弁がありました。

以上です。

○議長(土井裕美子君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)質疑がありませんので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。